

令和5年度定期監査における指摘事項に関する改善策等について

NO.	指 摘 事 項 等	改 善 策 等	担 当 課
(7)	<p>備品管理について</p> <p>一方で、備品台帳上、二重登録されているものや、登録が漏れているものがあった。昨年度(令和4年8月24日)に固定資産管理システムが本格稼働し、公有財産や備品の管理(登録・削除・異動等)は同システムで行うことになったが、これまで各課で作成していたエクセルの備品台帳のデータを反映させる際に、不具合が生じたものと考えられる。各課においては、財産管理者(所管課長)の下、改めて備品台帳と現物の確認を行ってほしい。</p> <p>また、これまで各備品に付番されていた備品の番号と同システムで付番された番号が異なっており、現物と台帳の照合が困難となっている。今後、備品台帳の物品の番号と現物に付番されている番号を一致させる必要がある。</p> <p>なお、これまで村財務規則では、財産管理者は備品台帳を作成し、4月末日までに財政経営課長及び会計管理者へ通知し、常に備品の状況を明らかにしておかなければならないと規定(同規則第259条第2項)していた。この規定に基づき、所管課は現物確認を行い、備品台帳を提出していたが、令和5年10月18日に同規則を改正した際にこの条文を削除している。これは、固定資産管理システムに備品台帳が収納されているため、財政経営課長等に毎年、通知する必要がなくなったためと考えられるが、備品の状況を明かにするための現物確認については、備品は村の財産であるので、定期的に行ってほしい。</p>	<p>固定資産管理システム導入により、システム内で備品台帳の確認が可能となったことから、各課からの財政経営課長および会計管理者へ備品台帳提出は現在不要としております。なお、定期的な現物確認等は今後とも行うよう各課に通知し、適切な備品管理に努めてまいります。</p>	財政経営課